

再審法制の改正を求める意見書

罪を犯していない人が犯罪者として法による制裁を受ける冤罪は、人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものです。冤罪はあってはならないと、誰しも認めることでありながら後をたちません。２０１０年の足利事件に始まり、布川事件、東電ＯＬ事件から、２０１６年の東住吉事件に至るまで、無期懲役という重罰事件に対する再審無罪が続きました。

再審は、無辜が救済される最後の砦です。しかし、再審開始が認められて無罪となる過程では、大きな壁を乗り越えなければならないのが実情となっています。

その大きな壁の一つは、検察が捜査で集めた証拠を隠匿し、証拠を開示しないことが多くあるということです。再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から新規・明白な無罪証拠を提出することが求められます。ところが、証拠のほとんどは強制捜査権をもつ警察・検察の手にあるだけでなく、当事者主義の名の下に、それらは開示する義務はないとされ、しばしば無罪証拠が隠されたまま、有罪が確定する事例が後を絶ちません。無罪となった再審事件で、「新証拠」の多くは、実は当初から検察が隠し持っていたもので、無罪証拠が当初から開示されていたら、冤罪は生まれず、当事者の人生は全く別のものとなっていたはずです。

次に大きな壁は、再審開始決定に対する検察による不服申立て（上訴）が許されていることです。「袴田事件」では検察の即時抗告によって再審開始決定が取り消され、再審請求審が無用に長期化しています。「名張毒ぶどう酒事件」の奥西勝さんに至っては、１９６４年に一審無罪判決、２００５年では再審開始決定を得ながら、検察の控訴、異議申立てにより、８９歳で無念の獄死を遂げられました。こうした悲劇をくり返さないためには、公益の代表者という検察官の法的地位からしても、裁判所の決定にいたずらに逆らう「上訴」には、法的な制限を加える必要があることは明白です。

再審法制における証拠開示制度の確立、検察官の上訴制限が焦眉の課題であり、誤った有罪裁判を受けた無辜の者を迅速に救済するため、下記のとおり再審法制の改正を行うよう強く求めます。

記

- １．再審請求人の求めに対し、検察が有する証拠の全面開示を法整備すること。
- ２．再審開始決定に対する検察の不服申立て（上訴）がいたずらに行われることのないよう制限を加えること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和 元年 ７月 ３日

大和郡山市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣